日本航空 OB 乗員 有志の会ニュース

2012. 02. 08

No.12-016

HP：http://jalfltcrewob.web.fc2.com/
Mail：jalfltcrewob@gmail.com

安全で明るい JAL

最終準備書面トピックシリーズ（12）

経営破綻の責任を労働者に転嫁した本件解雇は認められない

破綻の真の原因と責任は

片山証人は、「日本航空の経営破たんの主要な原因の一つが、思い切った人件費の削減に踏み込めず、高コスト体質が温存されたことになった」「やむを得ない措置として今回の整理解雇を実施することとした。日本航空の社員が自覚的にこれらの抜本的な改革を完遂することができるか、これが日本航空の再建の試金石になるというのが外部の一般的な見方であろうと考えている。これを実現していくことが、債権者･旧株主、をはじめとする日本航空の会社更生に協力して犠牲を払って頂いた方々に対する最低限の責務であるし、ひいては利用者及び国民へ対する責務である」と述べていますが、

これに対し、

最終準備書面では、「破綻の真の原因を考慮することなく行われた本件整理解雇は許されるものではない」として、
ドル先物予約や、ホテル事業に代表される関連事業投資で損失を発生させたことなど、数々の放漫経営の実態、
また 歪んだ航空行政による空港整備財源の負担、
米国からの航空機購入の圧力による設備投資の負担、
などの問題を詳しく述べています。

以下のリンクにより最終準備書面のそれぞれの項目をお読みください。

準備書面 第１部　第４
2、放漫経営の実態
3、被告はゆがんだ航空行政により作り出さた高コスト構造の解消の努力をしていない

4、赤字路線の負担による高コスト構造の拡大
5、航空機購入の圧力と、コストを無視した航空機の購入

（以上、世話人）

労働者・組合は破綻の原因となった放漫経営について警鐘を鳴らし続けてきた

（以下、準備書面　第１部　第４　７　より抜粋）
（この色の見出しは世話人による）

航空労組連絡会は、毎年『航空政策セミナー』を開催してるところ、その場でも被告の上記放漫経営の問題点を指摘し、また会社と労働組合との団体交渉の席でも改善を求めてきていた。
長時間乗務手当の裁判の中でもこれらの点を指摘し、判決でも問題点が明確になっていた。

結局被告は、監査役の警告も、労働組合の改善要求も、判決の指摘も全部無視して経営の改善を行わなかった。その結果が今般の経営破綻なのであった。

破綻の原因は経営にあるなかでも、労働者・組合は会社再建のための負担を被り続けてきた（そもそも人件費は国内外の他の航空会社と比較しても低い水準にあり、およそ破綻の原因ではありえないが、）（運航乗務員は平成１７年度対比で、平成２２年度時点で約７５％、平成２３年に導入された新人事賃金制度導入以降は約６２％まで減額され、被告自身が「従業員の生活の維持のためにはこれ以上の減額は困難」という水準にまで減額された、年金給付額は減額改定され、受給者・待期者については約３０％、加入者については約５３％の現金給付額の減額が実施されるという大幅な不利益を蒙ることとなった）

さらには希望退職により労働者を企業から去らせている。その上、被告は、追い打ちをかけるように本件の整理解雇という人件費削減の手段をとったのである。

金融機関・株主にも経営破綻の責任がある

（以下、準備書面　第１部　第４　９　より抜粋）

銀行等の債権者、株主などは、被告の破綻を事前に防ぐことはできたはずであった。銀行をはじめとした債権者は、これらの放漫経営が行われていることを知りながら、あるいは少なくとも注意深く観察するならばこれを知ることができたにもかかわらず（労働組合は上記のようにこのような問題についての警告や是正要求、提言を被告にして発するだけでなく広く一般に発表してきた）これを放置したのであった。

株主も有価証券報告書や様々な資料から上記の放漫経営を知りながら、その元凶である歴代役員の選出を行い、株主総会において会社運営を追認してきた。

これらの関係者はいずれもその立場による影響力を使用して被告の放漫経営を防止することができたのにもかかわらず、漫然と放置したのであって、これもまた大きな責任を負わなければならない。

また、日本興業銀行、三菱東京 UFJ 銀行、日本政策投資銀行などの金融機関からは非常勤取締役、非常勤監査役等として、被告経営に参加し、あるいは経営を監視していたのであるから、その意味でも被告の経営破綻の責任を負う立場にあるといえる。